

鉄道事業法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 鉄道事業の許可
② 手続根拠 : 鉄道事業法第3条第1項、第4条、鉄道事業法施行規則第2条～第6条、第79条
③ 手続対象者 : 鉄道事業を經營しようとする者
④ 提出時期 : 鉄道事業を經營しようとするとき
⑤ 提出方法 : 鉄道事業許可申請書を作成し、必要書類及び図面を添付して、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局（事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部監理課へ提出して下さい。
⑥ 手数料 : なし
⑦ 添付書類・部数 : 鉄道事業法施行規則に定める書類及び図面・各一部

第二条 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 事業収支見積書（積算の基礎を示すこと。）
- 二 建設費概算書
- 三 事業の開始に要する資金の総額並びにその資金、土地及び物件の調達方法を記載した書類
- 四 資金収支見積書
- 五 第一種鉄道事業又は第二種鉄道事業を經營しようとする場合には、運輸開始予定時期を記載した書類
- 六 第一種鉄道事業（第三種鉄道事業者が第一種鉄道事業者に譲渡する目的をもって敷設した鉄道線路の譲渡を受けて經營する場合を除く。）又は第三種鉄道事業を經營しようとする場合には、その事業の開始のため工事を必要とする鉄道線路に係る線路予測図
- 七 その事業の開始のため工事を必要としない鉄道施設がある場合には、当該鉄道施設（現に鉄道事業の用に供されているものを除く。）について第十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び同条第二項（第三号及び第五号に係る部分を除く。）の規定に準じて作成した書類及び図面
- 八 法第四条第一項第八号から第十号までのいずれかに該当する場合には、鉄道線路の譲渡及び譲受又は使用に関する契約書の写し
- 九 地方公共団体以外の既存の法人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - ロ 最近の事業年度における貸借対照表
 - ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書
- 十 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ハ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合には、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
- 十一 個人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 資産目録
 - ロ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し
 - ハ 履歴書
- 十二 法第六条各号に該当しない旨を証する書類

十三 兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書類

3 法第三条の規定により鉄道事業の許可を受けようとする者が、現に鉄道事業を営んでいる場合には、前項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

4 法第三条第四項の規定により期間を限定する第二種鉄道事業の許可を受けようとする場合には、第二項第一号から第四号まで及び第十三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第六条の二 略

2 法第四条の規定により鉄道事業の許可を申請しようとする者は、当該許可の申請に係る鉄道事業が前項に掲げる要件に該当すると認めるときは、第二条第一項の申請書に、その旨を記載するとともに、その理由を記載した書類を添付することにより、同条第二項第一号から第四号まで及び第十三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

⑧申請書様式 : 鉄道事業許可申請書

⑨記載要領・記載例 : 国土交通省鉄道局幹線鉄道課若しくは都市鉄道政策課又は当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局（事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部監理課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

①提出先

北海道運輸局鉄道部計画課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 1
東北運輸局鉄道部計画課	0 2 2 - 2 9 1 - 7 5 2 6
北陸信越運輸局鉄道部計画課	0 2 5 - 2 8 5 - 9 1 5 3
関東運輸局鉄道部監理課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 9
中部運輸局鉄道部監理課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 0
近畿運輸局鉄道部監理課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 9
中国運輸局鉄道部計画課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部計画課	0 8 7 - 8 0 2 - 6 7 5 5
九州運輸局鉄道部計画課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 5 1

②受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

③相談窓口 : 国土交通省鉄道局幹線鉄道課若しくは都市鉄道政策課又は当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局（事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部監理課

3. 手続情報

①審査基準 : 鉄道事業法第五条第1項、第2項

②標準処理期間 : 1箇月～5箇月

③不服申立法 : (行政不服審査法の規定による)